

令和2年5月 教育委員会定例会会議録

○日 時 令和2年4月30日（木） 13：30～15：10

○場 所 有明庁舎 3階大会議室

○出席委員の氏名

教 育 長	森 本 和 孝
委 員	本 多 直 行
委 員	友 永 峰 昭
委 員	立 花 博
委 員	森 みずき

○委員以外の出席者の氏名

教 育 次 長	平 山 慎 一	教育総務課長	森 崎 和 浩
学 校 教 育 課 長	平 田 賢	社会教育課長	松 本 恒 一
ス ポ ー ツ 課 長	浅 田 寿 啓	書 記	北 島 久 弥

○議事日程

開 会

- 第 1 会期決定
- 第 2 会議録署名委員の指名について
- 第 3 教育長報告及び各課4月行事報告
- 第 4 前回会議録の承認
- 第 5 議案等

報告第1号	臨時代理の報告について （島原市いじめ問題調査会委員の委嘱）	承認
報告第2号	臨時代理の報告について （島原市少年センター少年補導委員の委嘱）	承認
23号議案	島原市社会教育委員の委嘱について	原案 可決
24号議案	島原図書館協議会委員の委嘱について	原案 可決

- 第 6 次回定例教育委員会の日程について

第 7 そ の 他

- （1）報告事項

- ① 5月行事予定表
 - ② 年間事業計画
- (2) その他

第 8 閉 会

【会議録】

開会 (13:30)	
森本教育長	ただいまから5月の定例教育委員会を開催いたします。
第 1 会期決定	
森本教育長	日程第1「会期の決定」を議題といたします。 本定例会の会期は、本日1日とすることよろしいでしょうか。 (「はい」の声)
森本教育長	ご異議がありませんので、本定例会の会期は本日1日限りとすることに決定いたしました。
第 2 会議録署名委員の指名について	
森本教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」を議題といたします。 会議規則第19条の規定により、会議録署名委員に森委員と立花委員を指名します。 (「はい」の声)
森本教育長	よろしくをお願いします。
第 3 前会会議録の承認	

森本教育長	次に、日程第３「前会会議録の承認について」を議題といたします。 前会会議録の承認を行いたいと思います。３月３０日に開催した定例会の会議録につきましては、既にお手元に送付させていただいておりますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。 （「はい」という声あり） 森本教育長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
第　４　教育長報告及び各課４月行事報告	
森本教育長	次に、日程第４「教育長報告及び各課４月行事報告」を議題といたします。まず、私から報告をさせていただきます。 前回の３月３０日の４月定例会の後、杉谷公民館で新年度の臨時校長会がありまして、新年度の新学期を迎えるにあたり、新型コロナ対策について教育委員会として、校長に対して指導と確認をしてきました。 併せまして社会教育行事、スポーツ行事については中止の方向で検討をいたしました。社会教育施設、スポーツ施設につきましては、小学校は３月臨時休業が明けたということで、平常どおりの対応とすることにいたしました。 ４月の６、７、８日と始業式、それぞれ入学式が行われました。委員の皆様には出席ありがとうございました。それぞれ規模縮小により実施をしておりますし、始業式については運動場で実施をしたところもございます。 ８日社会教育施設、スポーツ施設については、市外利用者については制限をかけて利用をさせないという対応をしました。 これは、特にスポーツ施設については、市外の団体が開いているところに押し付けてきている現状がありますので、交流を少なくしようということで市外の利用者につきましては制限をかけたところであります。 １６日国が全国に緊急事態宣言を発表しました。翌１７日、県が対応策５項目を発表しました。本市としましても、新型コロナウイルス対策本部が立ち上がっての会議がありまして、小中学校につきましては２２日

から5月の6日まで、臨時休業を決定いたしました。

また、社会教育施設、スポーツ施設につきましても、閉館という措置をとっております。さらに12時30分から臨時の校長会を開催をして内容を伝えたところでございます。

24日金曜日ですが、県がいわゆる特措法に基づく休業要請を発表しました。実は私どもこれを十分認識していなくて、25日の新聞でそれを知ったところでございました。

図書館につきましては、市民の皆様が自宅で過ごすのに、読書というのは一つの大きな方法でありますので、貸し借りについては認めましょうという対応をいたしておりましたけれども、国の休業要請のなかに図書館が該当しておりましたので、それをもって閉館という措置をとらせてもらいました。

27日月曜日、小学校の校長会がありましたので、連休明けの対応ということを主に指導したところでございました。

28日火曜日、中学校の校長会で同様の指導をしたところです。

その日に中体連の理事会も行われました。同日に県立学校の臨時休業の延長が発表をされました。5月の10日までということでありました。

我々も市内小中学校の対応について、検討をいたしました。10日まで休業日とする、しかし11日以降の状況が分かりませんでしたので、7、8日の2日間は臨時の登校日として、11日以降に備える形で課題等を渡す方法とさせてもらいました。

10日までの臨時休業の延長がありましたので、社会教育施設、スポーツ施設につきましても、10日までの閉館を決定をしたところであります。

今後、国の緊急事態宣言に関する方針が、発表をされるかと思えます。それを受けて県もまた方針を発表するものと思えますけれども、それを受けて島原市のコロナ対策本部会議が設置をされ、学校それから社会教育施設、スポーツ施設の対応を決定して周知を図って参りたいと思えます。

学校につきましては、先般富山県のほうで、明らかに学校のなかで感染が起こったんだらうという報道がありまして、やはり学校という場所

	も対応に限界があるなと非常に心配になりますが、しかしながら、臨時休業もいつ開かるんだろうという心配もあります。 今お手元に文部科学省が作成をしました臨時休業に関するガイドラインというのをお配りしていますが、そこにどういった場合にどういった形で臨時休業を行うかというガイドラインが示してありますけれども、このとおり行くのは難しいなという気がしております。児童生徒が発症してもすぐすぐする必要はないという文言もありますけれども、判断としては非常に難しゅうございます。県の発表を受けて、相談をしながら決定を11日以降については、決定をしていこうと思います。 決定事項につきましては、委員皆様方にも報告をしたいと思います。 私からは以上でございます。 引き続き各課から4月の報告をしてください。まず、教育総務課からお願いします。
森 崎 課 長	教育総務課の4月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（教育総務課）」の主なものについて内容説明。〕
平 田 課 長	学校教育課の4月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（学校教育課）」の主なものについて内容説明。〕
松 本 課 長	社会教育課の4月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（社会教育課）」の主なものについて内容説明。〕
浅 田 課 長	スポーツ課の4月の行事について、報告します。〔別紙「教育委員会定例会報告事項（スポーツ課）」の主なものについて内容説明。〕
森本教育長	ただ今の報告について質疑はありませんか。
立 花 委 員	よろしいですか。先の教育長さんの報告とも関連があるんですが、学校教育課長さんにお尋ねしますが、お分かりになる範囲で結構です。今学校は臨時休業中ですね。10日まで延長ということで、木曜、金曜日については、臨時の登校日とするということで、この臨時休業中

	の先生方の勤務対応といたしますか、それはどういうふうになってますか。
平 田 課 長	教職員につきましては、在宅勤務も可となっておりますので、職員の数については、確認していないところですが、半日あるいは1日と在宅勤務をしながら、課題等の製作に携わっているとの報告は聞いております。
立 花 委 員	私も古い人間なんで、自宅研修とかは頭ではわかるんですが、職員の在宅勤務というのは、民間の在宅勤務というのは結構厳しくて、オンラインで仕事をしているんですよ、教員の場合は在宅勤務ってどうやるのかなと。昔の自宅研修であればレポートを作って、提出してと義務になるんですが、今はできるだけ学校に来るなというスタンスでの勤務対応でしょうから、在宅勤務というのはわかるんですが、勤務の内容、例えば担任であれば、午前中に子供たちが在宅でどのように過ごしているのか、家庭訪問する代わりに電話で子供たちの状況を把握するとか、そういうことが在宅勤務の内容として取られているのかなというのがあったんですが。そういうのは。
平 田 課 長	私が受けている報告では、おっしゃるような電話で、各子供たちとのやりとりというのは聞いていないところですが、家庭訪問の期間中でしたので、定期の家庭訪問を行っているというはあるんですが、委員おっしゃられるように在宅をしていて、そういった把握をしているというの聞いていないところです。
立 花 委 員	家庭訪問は実施をされている。
平 田 課 長	学校によって、この時間に決まっていたということで、保護者が休みを取っているということであれば、家庭訪問をしているというふうに聞いております。ある学校では、家庭にいようがいまいが、巡回と言う形で、訪問をさせてくださいということで、訪問しているところもあると聞いております。

立 花 委 員	それは、学校独自の対応ということになっているんですか。
平 田 課 長	そうです。
立 花 委 員	ということは、家庭訪問の位置づけがない学校については、家庭訪問もしていない、巡回もしていない、電話による子供の状況把握もやっていない学校もあると。
平 田 課 長	子供の実態把握についてはお願いをしているところであるんですが、すべて確認をしているわけではありませんので、ないとは言えないと思いますが、確認するようにとの指導はしております。
立 花 委 員	わかりました。
本 多 委 員	これは報道で知ったんですが、文部科学省のほうから各自治体、最終的には学校になるんでしょうけども、子供たちの健康状態、そういったものを確認して連絡をしてくださいと、それが学校現場で非常に負担になりますよというふうなコメントが載っていたのをみたんですよね。 果たして、文部科学省のほうからそういった通知が、地方自治体に来てるのか、あるいは学校のほうに通達等が来ているのか。
平 田 課 長	文部科学省の通知については、学校教育課に来ておりますので、すべて学校にもお伝えはしてるんですが、負担になるという理由で控えるようにとか、そういったことは全く指導はしておりません。
本 多 委 員	子供たちの健康状態は一つとして、その他に、休業中の学習に向けての指導、あるいは、パソコン等を通じて勉強するように、学校現場が準備をするようなところまで載ってたもんですから、まあ一部の教育評論家ですけど、やりすぎじゃないかとのコメントもあってたんですよね。 こういう非常時にどうなのかという。一応文書は来てたんですよね。

平 田 課 長	文書は来ておりました。課題についても、子供たちに適切に配布をするようにということでお願いをしているところです。 パソコン・オンライン利用については、本市のほうでは、まだ整理がついておりません。
本 多 委 員	わかりました。あと一点、今日のニュースで言ってたんですが、教育長からご説明いただいた新型コロナウイルス感染症の影響で、今後のスケジュール、4月1日に国が緊急事態宣言に関する方針について、専門委員会と協議して、当日ある程度の方針を出す、そして4日くらいに各地方自治体に通知をする予定だということが言われておりました。 そうすると、4日の通知を受けて県と協議をして、各自治体の方針を決めるわけですね、そうすると7日8日が登校日になってますけど、その次の週は通常の登校日になりますよね、その辺の準備は大丈夫なのかということと、方針としては約1か月伸ばしますよと言われてたんですが、その辺は情報として入っているのかどうか。
平 田 課 長	教育長が説明したとおり、27、28日の臨時の校長会において、この11日以降の臨時休業も見越して、課題等については、連休中に作成して7、8日で子供たちに持たせられるようにと指導しております。 その後については、読めないところもあるんですが、そこで一定生活指導等の指導もして、備えるという形をとるようにとお知らせをしているところです。
本 多 委 員	わかりました。
森本教育長	本多委員がおっしゃった学習指導に関する文科省からの通知ですが、24日付で実は来てるんです。それに本多委員がおっしゃったように、2週間に1回は子供たちを回って心のケアについて確認をなさいと、学習指導に関しては、どのくらいやったかの確認をなさいという通知が来ています。 本市の場合は、家庭訪問期間中でしたので、その分を併せて実施するようにと、27日の校長会で話をしたところです。文科省の通知をベー

	スにして対応してくれと、ただ、うちの場合はまだ感染者がいない状況ですので、感染者が出た場合でも果たして家庭訪問ができるかという問題があります。今も玄関先で一定の距離を取って対応をしようと、自分のクラスの子供の家も知らない状況では、今後支障がありますので、まずは家を確認しましょうと、保護者と会いましょうと、それで子供たちの様子を確認しましょうと、そういったことで今家庭訪問を実施しているところなんです。 学習内容をそれぞれ確認するというのは、確かに I C T 機器を活用しないと難しいところがあるという想いを持っています。 それから、在宅勤務なんですが、密を防ごうという一つの方針ですが学校というのはたくさん教室があるので、密の状態にはなかなかかなりにくいんでしょうけど、職員室で仕事をすれば、密の状態になりますし、通勤等でも密の状態を作るということで在宅をしてくださいと、以前の自宅研修のような形で、校長が承認をして、それでできまして、いわゆる今後の授業、あるいは休業中の学習に役立つような教材を作りなさいとそういった指示を出して、今在宅勤務を約半数くらいでしょうか、やっているところです。
立 花 委 員	そうすると、自宅研修と言わないまでも、校長の承認のもと在宅で課題について、研修をしているというとらえ方でいいんですね。
森本教育長	そうですね。今後長期化すると教科書に合った学習教材そういったものを持たせて子供たちに自宅学習させる。そういった資料を作ろうと、そういった何をするかを具体的に明示をして、校長が承認をすると。 ただ、事務の先生とかについては、少し困っているところがあります
友 永 委 員	公共施設の利用制限についてです。現在、緊急事態宣言を受けて、公民館を含む公共施設の使用が制限を受けております。 これによって、いろんな団体の会議等も開かれておりません。 そこで、場合によっては制限付きで少人数で3つの密を防ぐという条件付きで、公民館等の使用をある程度緩めて使わせるというのは。 例えば具体的には、町内会の総会とか、あるいはサークル活動とか多

	数が集まるものに制限をするのは私も十分理解はしておりますが、ただ、十人以下で済むような監査をするにしても、なかなか公民館を使えない。それで実際どうしているのかというと、個人の家でやっている。例えば一例でいいますと青少協とか総会のための監査をやるのに、公民館の一角でも使えればと思うんですが、現況では使えない。そういった少ない人数で要件を守って使えるものであれば、公民館利用の緩和もあったほうがいいのではないかと思いますので、一つお願いをしたくて、何か方法を検討していただきたい。
森本教育長	今の件、たしかにうちのような田舎では、町内の公民館を持って、何人か寄るといえるんですが、街中はなかなかそうはいかない。今後11日以降の対応については、国県の動きを見ながら局内で検討していきたいと思います。
森 委 員	図書館が閉鎖されたということで、子供たちが借りたくても借りれない、TUTAYAとかでもレンタルのところに紐が引っ張ってあって、レンタルもできない、本も借りれない、となると子供たちもyoutubeであったりゲーム好きになっている子供たちも多いんですね。 図書館の閉鎖がニュースになったときに、ある図書館の方が5冊くらいセレクトしてワンセットにして貸出をされているというのを見たんですね。ですからそういうふうになんかちょっとでも、中には入れないけど、おすすめの本を選んで、貸し出しますよというのであれば、子供たちも、今の時間を有意義に過ごせるのかなと思ったんですけど、どうなんでしょうということと、もう一つ社会教育課にお聞きしたいんですが、今年子供狂言の参加者が少ないというのを聞いたんですが、今の状況はどのようなになっているかお聞きしたいと思います。
松 本 課 長	まず、図書館の状況ですけれども、4月の25日から休館ということで、それまで図書の貸し出し返却のみ認めていたものを完全に閉館という対応をとりました。それで4月22日以降は、図書の貸し出し返却は認めていたんですけども、やはり職員さんたちと話をしたときに、やはり自分たちも怖いと、自分が病気になったり、家族にも高齢者がいる

森本教育長 立花委員	子供もいる、そういったことを考えると、私たちとしては、図書館についても休館してほしいと、こちらが運営者側の思いでございました。 そういったなかで、県の休業要請を受けて、休館にしたんですが、他市でそういった特別な取り扱いとされているか、ちょっと実態を調べさせていただければと思います。 それで、狂言についてですが、開催については変更もあり得ますということで、現在募集をかけております。 そんな中で、現時点では残念ながら新規の申込者がゼロです。そして、昨年から継続している子供たちが、20数名後半だったんですが、申し込みがありました。 今回協力会の総会もですね、事務局である社会教育課から1名、それと協力会事務局から北田事務局長、それから5～6人くらいで、総会的な形で承認を取って、後はみなさんに周知するというようなことで、役員会があったということでございます。 今のところ、5月中旬に予定していた開講式については、延期の方で考えております。ただ開講式ができるという状況になった場合には、もう一回、各学校に呼びかけをして募集を掛けて、参加者を募っていきたいとは考えております。以上でございます。 よろしいでしょうか。先ほどの図書館の件については、県下でも対応が分かれて、4月の22日以降については、貸し借りのみ対応しますよという市が実は少なかったんです。ほとんど閉めてしまったんですね。 うちはその少ない方の市だったんですが、やはり要請が出た以上は、受けないというわけにはいかないだろうということで、慌てて貸し借りもなしにしようということで閉めさせていただいた。 非常に、自宅でステイホームという言葉が今はやっておりますが、読書というのは一つの方法ですので、なんとか検討はしてみたいと思いますが、要請が出ているので難しい部分があるんだというのは、ご理解ください。 図書館については、以前お世話になったこともあって、貸し借りだけにしても、開館して図書館の中で利用される方の密を避けるという意味
--------------------------	---

森本教育長 森本教育長	もあるんですが、貸し借りだけでも不特定多数の方が借りられますから、かなりリスクは高いと思うんです。 そして、もし、貸し借りを図書館でするとすれば、多い時で300冊くらい返却がありますから、職員数と返却を一遍にするときのアルコール消毒、そしてそのアルコールの在庫を考えたときには、やはり今の状況では閉館のほうが、貸し借りも含めてですね閉館のほうがいいのかなという気はします。 逆に学校図書館を利用するのはどうかなと、それであれば一般の方も利用する図書館よりも、リスクは低いかもしれませんね。島原図書館、有明図書館についてはちょっと厳しいかもしれません。以上です。 他にございませんか。 (「なし」の声) 無いようですので、次に日程第5「議案等」を議題といたします。
第 5 議 案 等	
森本教育長	では、日程第5「議案等」に入ります。 議案に入る前に、本日報告事項が2つございます。 臨時代理をさせていただいたものですが、臨時代理につきましては、昨年をお願いをしたところでありますが、市の規則で、臨時的措置として教育長が特に緊急やむを得ない事情が生じた場合に、本来教育委員会の権限とされている部分についても、これを臨時に代理することができるかとされているところでございます。 今回2つ報告事項を挙げておりますが、一つにつきましては、3月末の4月定例会のなかで、あらかじめご了承をいただいたところでございます。もう一つにつきましては、今回3名の委員の交代をお願いしてありますけれども、そのうちの2名は4月定例会の時点でもわかっていたところでありまして、はっきりと申し上げて失念をしていたというものでございます。 今後こういったことがないように、時期を併せてきちんとお諮りをして

	いきたいと思います。申し訳ございませんでした。 報告第 1 号 臨時代理の報告について (島原市いじめ問題調査会委員の委嘱)
森本教育長	それでは報告第 1 号について、説明をお願いします。
平 田 課 長	報告第 1 号についてご説明いたします。島原市いじめ問題調査会委員を 3 頁の別紙の者に委嘱するにあたり、先ほど教育長が申し上げたとおり臨時代理をさせていただいて報告するものでございます。 臨時代理の理由といたしまして、別紙の者に委嘱するにあたって、候補者決定の 4 月 1 日時点で、緊急を要し教育委員会の会議を招集する時間的な余裕がなかったため、処理をさせていただいております。 2 ページは臨時代理書、それから 4 ページが島原市いじめ問題調査会委員 8 名の委嘱となります。その他 5 ページ以降に参考資料を挙げております。
森本教育長	報告第 1 号について説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。 (なしの声)
森本教育長	無いようでしたら、報告第 1 号については承認とさせていただきます。 報告第 2 号 臨時代理の報告について (島原市少年センター少年補導委員の委嘱)
森本教育長	引き続き報告第 2 号について説明をお願いします。
松 本 課 長	8 ページをご覧ください。報告第 2 号 臨時代理の報告について、ご説

	明申し上げます。島原市教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し又は臨時に代理させる規則第2条第2項の規定により、島原市少年センター少年補導委員の委嘱について、教育委員会の権限事務を臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告するものであります。 臨時代理の理由でございますが、本委員については、全部で66名の委嘱を考えておりますが、うち地区選出の41名については、4月の定例会でご決議いただきましたが、小・中・高校・青年会議所選出の委員25名については、4月に入って校内人事等により委員の推薦が行われるため、4月定例会への上程が間に合わない状況であります。しかしながら、少年補導委員の活動は、地区と学校の補導委員が一体となって年間を通して活動が行われるため、推薦があった場合は緊急に委嘱をする必要があります。このため、緊急を要しかつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時代理をさせていただいたところであります。 臨時代理の年月日は令和2年4月1日でございます。 なお9ページには臨時代理書、10ページが今回委嘱する委員名簿であります。参考までに12、13ページに全体の委員名簿を添付しております。
森本教育長	報告第2号について説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。 (なしの声)
森本教育長	無いようでしたら、報告第2号については承認とさせていただきます。引き続き第23号議案について提案理由の説明をお願いします。 第23号議案 島原市社会教育委員の委嘱について
松本課長	議案集14ページをお願いします。第23号議案 島原市社会教育委員の委嘱について、ご説明いたします。 現在委嘱をしております。中村委員が一身上の都合により辞任されたた

	め、島原市社会教育委員条例第2条及び第3条第1項の規定により、補欠委員として委嘱しようとするものでございます。 委員の指名は北浦誠治、年齢46才、家庭教育の関係者です。令和元年度の島原市PTA連合会会長でございました。 任期でございますけれども、補欠委員のため前任者の残任期間ということで、令和2年4月30日から令和3年3月31日までとしております。 参考までに、15ページに全体の委員名簿を添付しております。 よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第23号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。 (なしの声)
森本教育長	無いようでしたら、第23号議案は原案のとおり承認してよろしいでしょうか (はいの声)
森本教育長	それでは、第23号議案は原案のとおり承認致します。 第24号議案 島原図書館協議会委員の委嘱について
森本教育長	引き続き、第24号議案について、提案理由の説明をお願いします。
松本課長	第24号議案について説明します。17ページをお願いします。 第24号議案、島原図書館協議会委員の委嘱についてご説明いたします。提案理由についてでございますが、島原図書館設置条例第5条の規定により、委員に委嘱しようとするものであります。 今回の委嘱は、市内の幼稚園園長会会長の交代、市内校長会における各種委員の担当の決定に伴い新規に委嘱するものでございます。

	委員でございますが、入江靖宏 62 才、学校教育の関係者、ひかわ第一幼稚園の園長でございます。 松田久幸 58 才、学校教育の関係者、高野小学校の校長であります。こちらは校長会選出の委員でございます。 参考までに全体の委員の名簿につきましては 18 ページに、添付しております。 任期につきましては、令和 2 年 4 月 30 日から令和 4 年 3 月 31 日までとしております。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。
森本教育長	第 24 号議案について提案理由の説明がありました。何かご質問、ご意見等ありますか。
本多委員	よろしいでしょうか。今回 2 名の方を委嘱するとなっておりますけれど、ちょうど更新時期ですよ。この任期からすると。
松本課長	そうですね。令和 2 年 3 月 31 日で前期の任期が切れて。
本多委員	そうすると、4 月 1 日からこれまでは、もう委嘱をしていたんですか、このお二人を除いては。
松本課長	二人を除いては 4 月 1 日付けで委嘱しております。
本多委員	このお二方は 4 月の 30 日となっておりますけれども、基本的に任期が 2 年となっておりますよね、本来の在り方としたら、4 月 1 日から 3 月 31 日というのが基本的な設定の仕方ですよ。 4 月 30 日からということになると、任期の終わりが 4 月の 29 日と、一般的にはなるわけですよ。この方々は日額の報酬ですから、別段問題はないんですが、以前もこの任期の設定についてはいろいろ論議がありましたよね。どういうふうに設定をするのかというのが問題提起をされていたと思いますが。立花委員からもありましたよね。その方針というのはどうなってますか。

松 本 課 長	まず、この委員さんたちですけれども、日額報酬ということで、会議を開催してその出席に対する対価として、報酬を支払う非常勤の特別職という位置づけになっております。 さきほど、委嘱は終えたということで、説明をいたしました但、実際は最初の会議のときに、4月1日付けの委嘱状を交付して、そこで正式な交付に換えるんですが、各委員さんには前もって内諾を得ておりましたので委嘱は4月1日からとしております。 それで、任期につきましては、本来2年間ということで、令和4年の4月29日までと厳密にはなろうかと思えますけれども、図書館設置条例の一番最後、委任のところに、「条例の施行に関し必要な事項は委員会が定める。」となっておりますので、それに合わせて、この教育委員会のなかで、1年と11カ月になりますけれども、その条項を根拠として承認いただければ、と思っているところでございます。
本 多 委 員	その条項を前提にして、この任期を設定していると、この場で認めたらOKということですよ。
松 本 課 長	条例の委任事項を根拠として令和4年3月31日までと決めていただければと思います。
本 多 委 員	わかりました。そうすると、受ける側からすると、2年間というふうになってますよね。それは教育委員会の方から令和4年の3月31日までですよと、そういうことを説明したうえでの承諾を得ていると、そういうふうに理解してよろしいですか。
松 本 課 長	そうです。それで承認をいただきます。
本 多 委 員	ありがとうございます。ただ、これについては組織が決めるときには、内部の各担当が決まってから推薦するというやり方をとってきてるからやりにくいんでしょうけど、例えば、この方々が分かっているなら、不利益は生じないわけでしょうから、4月1日からでもいいような気もしたもんですから、日額ですし、あるときはあるわけだから、校長会推薦とな

	ってますけど、わかっていれば4月1日からして3月31日まで、できれば全然問題はないし、例えばそういう手法をされるのであれば、さきほどあったような臨時代理でして報告をしても問題はないのかなと思ったものですから。
森本教育長	確かにですね。この幼稚園の先生は輪番で回ってるんでしょう。いつ頃決められるのか。輪番だから可能性としては高いですね。校長会も3月中には、担当は決める。これは学校に充てているみたいです。
本多委員	事前にわかっているようなら、4月1日からできるとちょっと思うんですけどね。変則になってしまうような気がしてですね。
松本課長	確かに4月定例会の議案に挙げさせていただきましたが、その時点では委員が決まってなくても、4月に入ってすぐ決まるというケースもございます。それと、一つやはり図書館協議会という組織が、存在しない期間は作れないということがございます。それと合議体ですので、4月の中旬に問題があつて会議を招集しなければならないときにはいらっしゃるメンバーで会議をするんですが、もし臨時代理という対応を認めていただければ、この新しい2名についてもその場で協議に加わることができますので、この運用上は臨時代理にしたほうが、きちんとしたものができると思います。 特にこの社会教育委員と図書館協議会委員が2年任期ということもあって、よくこういうケースが出てくるものでもあります。
本多委員	そういったものは教育委員会にかけないとだめですよというのがありませんが、緊急の場合には臨時代理を認めているわけですから、それは別段問題がないような気がしますけどね。 必ずしも教育委員会にかけて決を採らないとないといけないわけじゃなく承認という形でもいいと思います。
森本教育長	そういった措置をとらせていただくと、こちらも助かりますし。今回任期換えで前者の残任期間がないということで、きちんと4月1日から2年

本 多 委 員	間と条例に基づくのであれば、それを優先したほうがいいですね。 これに限らず、他のもこういったケースがありますよね、それを発足とかの時期を考えて、臨時代理これまでやられているのと同じような形でされてもいいんじゃないかと思いますけどね。
森本教育長	ありがとうございます。他の委員さん、今本多委員がおっしゃったような形をとらせていただくと、我々事務局も助かりますけれども、そういったケースの場合は、そういった措置をとらせていただくということでしょうか。 任期換えのとき、どうしても始期に間に合わない時には臨時代理で措置をしてきちんと条例どおり、任期４月１日からで丸２年という形をとるところで。 (はいの声)
森本教育長	ありがとうございます。 他にありませんか。無いようでしたら、第２４号議案は原案どおり承認してよろしいでしょうか (はいの声) それでは、第２４号議案は原案のとおり、承認致します。
第 ６ 次回定例教育委員会の日程について	
森本教育長	次に、日程第６「次回定例教育委員会の日程について」を議題といたします。事務局から提案をお願いします。 【提案・検討】
森本教育長	次回６月の定例教育委員会を５月２２日（金）１３時３０分から、新庁舎 ２－Ａ会議室において行います。

第 7 その他

森本教育長	次に、日程第7「その他」を議題といたします。（1）報告事項「①5月行事予定について」、各課から報告をお願いします。
森崎課長	教育総務課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
平田課長	学校教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
松本課長	社会教育課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
浅田課長	スポーツ課行事予定について、別紙、行事予定表にて説明。
森本教育長	ただいま5月行事予定について報告がありました。何か質問等はありませんか。よろしいですか。 （「はい」の声）
森本教育長	次に、②年間事業計画について、各課から報告をお願いします。
森崎課長	教育総務課事業計画について、別紙にて説明。
平田課長	学校教育課事業計画について、別紙にて説明。
松本課長	社会教育課事業計画について、別紙にて説明。
浅田課長	スポーツ課事業計画について、別紙にて説明。
森本教育長	ただいま年間事業計画について報告がありました。何か質問等はありませんか。よろしいですか。 （なしの声）

森本教育長	次にその他のその他について、報告がある課は説明をお願いします。
森 崎 課 長	(6月補正の計上予定及びクールビズについて報告)
森本教育長	ただいま2件の報告がありましたが、何かご意見等ありませんか。
本 多 委 員	今説明があった6月補正の増分のなかで、コミュニティ助成事業というのがありましたが、もう少し具体的なものがあれば説明願います。
松 本 課 長	これは一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用した地域コミュニティの備品整備事業を挙げるものでございます。それで今回、有明地区の三之沢地区お祭り会というコミュニティ組織から神輿衣装等の備品購入を申請していたところ、120万円の交付決定をいただきましたので、これについて6月補正に計上をお願いする予定でございます。
本 多 委 員	わかりました。
森本教育長	よろしいでしょうか。それでは他に報告があればお願いします。
平 田 課 長	(令和2年度学級担任主任等氏名一覧、学校訪問実施要綱の改定、中学校の教科用図書採択協議会委員の選出について説明)
森本教育長	今学校教育課のほうから3点について報告がございました。2点目の学校訪問については、当初予定が9校だったんですが、多くを回るのも困難な状況ですし、相当の時間も要します。学校側の負担にもなりますので、新しく来た校長ですね、まだ委員の皆様方も、顔と名前が一致しない部分もあるかと思われますので、そういった学校に対して時間を短縮して学校側の負担にならないようにしたいなという想いで今回縮小をさせていただきました。 四小、五小、それから高野小については、初めて市外から来た校長でございます。できればセットでして2日くらいで終了できればと思って

	おりますのでよろしくお願いいたします。 それから教科書については、資料が今ここに挙がっているかと思えます。今年は来年中学校で使用する教科書の採択年になっておりまして、昨年と同様協議会を開催して、採択事務を行うことになりますが、教育委員から1名ということでございますけれども、立花委員さん、また昨年に引き続きおねがいできないでしょうか。
立 花 委 員	はい、わかりました。
森本教育長	ありがとうございます。
平 田 課 長	次の報告については非公開でお願いします。
	(児童生徒等の事故等の報告：非公開)
森本教育長	非公開を閉じて審議を再開します。他に何かないでしょうか。
友 永 委 員	今、新型コロナウイルスの関係で学校が休業ということで全国的になっています。これは長引くかもしれない。そこで話題になっているのが、9月入学に関する議論が盛んになっています。国会でも安倍首相が非常に前向きにとられる検討するというような発言をされています。 今日、テレビを見ておりますと、教育評論家などが非常に賛否両論になってました。地域社会を考えてという発言がある以上は、今後県又は市町村の教育にも関係があるような意見を求める声が出てくるんじゃないか思っておりますので、私も教育委員のメンバーでなければ気にしないんですが、そういうものについて聞かれることも多くなるんじゃないか、ある程度の備えは必要だと思います。 まして、G I G Aスクール構想で盛んに言っております全国オンライン化も、なかなか金の問題もありますし、定着するには難しい問題だと思います。これに対する教育委員会の方向性、考え方というのも求められるであろうというのも、考えられますので、そういった国からの情報等がありましたら、教えていただきたい。

森本教育長	さきほど森崎課長から説明があったように、今回6月補正に前倒して国が今年中にしないと補助がないよと、急だったんですが、ニュースでオンライン授業というんですか、そういったものも出るんですが、すごいなと見ている段階です。
本多委員	巷では、オンラインで業務テレワークなどをしている、パソコンが足りないカメラが足りないと言っている。需要に供給が追いついていない状況になっているので補正予算に挙げたとしてもすぐ入ってくるかどうかかわからないので、ある自治体では専決でやりますよと、専決にしてできるだけ早めに入れるというような方向性を出したところもあるようですが、今回6月議会に挙げると6月下旬ですよ。 その辺は事前に準備できる場所はしといたほうがスムーズに行くと思いますので、今のに関連してよろしくお願いします。
森本教育長	9月始業というのも突然出てきて。
本多委員	個人的には、非常にメリットが大きい部分があるんですよね、ただそれを具体的に取り組もうとすると、様々な法改正であるとかいろいろ変えないといけない、法制度をきちんと整備しないといけないし、また経済に絡むことでもありますので、その辺を詰めていかないとすぐさま、メリットだけとって、さあ行きましようということにはならないと思ってます。ある教育評論家はまあ4か月あればできるでしょうと言ってますが、そんな簡単なものではないと思ってます。
友永委員	ある法律関係者は時間的に9月は無理だと、だからウイルスの問題とは別枠で考えるべきだという意見も出てます。いろんな方面から大に関心と呼んでいる話なんで、おそらく事務者にはいきなり来る可能性があると思うんですよね。 また、一般の市民も関心がある話になってくるので、しっかりした基本的な考え方を持っておく必要がある。

本 多 委 員	その報道を受けて島原市の教育委員会はどういうふうを考えているのかとの問い合わせも来るかもしれないですね。
友 永 委 員	答えはすぐには出ないと思いますが、ある程度の幹になる部分は持ったうえで、準備しておかないと。
森本教育長	教育の問題だけならいいですけど、社会も変わっていかないと就職とかに大きくかかわってくる社会構造そのものが、大きく変わってくると思うんですが、そこまで踏み込んでいってもらわないと、学校だけが9月からスタートして、小中高校、大学もそうですよとなったときに果たしてそれでいいのかなと。
本 多 委 員	会計年度にしてもそうですよね、そこら辺を解決しない限りは無理だと思います。
森本教育長	4月スタートの年度をやっているところは日本とインドだけだそうです。世界ではほとんど9月らしいです。そういう話でした。 ありがとうございました。ほかにございませんか。
森 委 員	学校の休業が伸びていっているんで、うちも中学校に入学したんですけど、すでに塾に行っている子たちがいて、塾ではもうどんどん授業の内容まで進められているそうなんです、なのでできる子でも、もし授業が再開された場合に格差が出てくるし、能力のない子はさらに格差が広がってくると思うので、もし授業が再開される場合にはその辺のことを、きちんと考慮していただきたいのと、休業が明けたときには、学力差がかなり開いてくるんじゃないかなと、それがすごく心配なので、気掛けていただきたいと思います。 それと、もう一つ、いろいろ教育委員会として後援の要請を受けられると思うんですが、実は娘が小学校6年生が11月くらいに学校からもらってきた用紙があって、海外留学のホームステイのチラシをもらってきたんですけど、学校側からもらってきたということで、教育委員会とか新聞社とかの後援が書いてあったんですよね。

後援があったから私も信用して、そこに申し込んだんですけど、実際コロナウイルスで世界が大変なときに、ちょっと不安になって、安倍さんの緊急事態宣言が発表されたときにも、なんの連絡もなかったのも、その会社に問い合わせしたら、納得できるような危機管理の回答がなかったんですよね。私が会社の代表の方と話をしたときには、すでにアメリカでも緊急事態が出ていて、本当に行けるんですかと聞いたら渡航が中止されない限り行きますと言われたんですよ。

今の状況で行ったら大変なことになると思うんですけど、それでも行かれるんですかと聞いたら、アメリカが渡航を中止しない限りは行きますと回答されました。

やはり、人様の子供を預かっていくわけですから、そういった危機管理というのはしっかりやられたほうがいいですよと話をしたんですけど、答えは納得できるような内容ではなかったんですよね。それでうちではキャンセルをしてかなり高額なキャンセル料だったんですけど、その学校側から配布されて、教育委員会であったり新聞社であったりの後援の名前が連なっていたので、そこを信じて応募しているわけですので、後援を受けられる場合は簡単に受けるのではなくて、その会社がどのような危機管理意識を持っているかについても、きちんと精査をしていただきたいなど、つくづく今回思いました。

もし、その子たちがもしキャンセルもせずに行ったなら、コロナウイルスに感染したんじゃないかと思うんですよ。成田のほうではかなり感染者が増えてきた時期だったので、だから、結局は向こうの学校側が休校になったがために、そのプログラム自体が中止になったので、結局中止になったんですけど、渡航が可能だからと言って、そのまま行かれた場合は、コロナに感染して、入学式や始業式に感染したまま参加した場合などは学校原場も混乱したと思うんですね。

だから、そういうのもあるので、後援要請を受けられる場合は、ちゃんと要請元についてもきちんと見ていただきたいなと今回つくづく思いました。

平 田 課 長

島原市教委が後援をしてるんですか。

森 委 員	島原市ではなくて県、長崎県教委です。あとは長崎新聞社とかですね。そのチラシについては雲仙市の中学校でまた配布されたそうなんですよ。だから、こういった状況で海外留学の案内をすること自体が少しおかしいなとおもったんです。
森本教育長	本市でも後援規定にのっとって、きちんと決裁をとるまで厳密にやっていますが、今後はもっと注意したいと思います。
本 多 委 員	市のほうとしては厳密にやっていますよ。目的から何からきちんと調べて、安易に後援をするのは、利潤追求が目的の業者ですよね。
森 委 員	そうですね、かなりギリギリまでプログラムを中止されなかったもので、結構キャンセル料を取られるのかなと思いもしたんですね。それで弁護士さんに相談をしてみたら、キャンセル料も微妙な金額らしくて、10万円超えるようだったら訴訟を起こしても、利益になるでしょうけど、それ以下になったらかなり裁判料等がかかるので、その辺のギリギリのところを使われているんでしょうねと言われてました。
森本教育長	ありがとうございました。他に何かございませんか。
第 8 閉会 15 : 10)	
森本教育長	ないようでしたら、これで5月定例教育委員会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、ここに署名いたします。

教 育 委 員

教 育 委 員

記 録 職 員